

令和5年度第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 6月 9日(金) 午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (21名)

会長	4番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田 渕	緑
委員			委員	14番	福 安	修
〃			〃	15番	上 田	壽 一
〃	3番	河 毛 早 苗	〃	16番	藏 内	敏 博
〃	5番	下 田 義 男	〃	17番	砂 川	重 雄
〃	7番	建 部 憲 二	〃	18番	依 藤	利 一
〃	8番	川 上 信 温	〃	19番	竹 森	潔
〃	9番	猪 口 実				
〃	10番	福 田 克 彦	〃	21番	柳 田	和 廣
〃	11番	中 村 精	〃	22番	石 谷	隆
〃	12番	福 田 淳一郎	〃	23番	加 藤	修
〃	13番	山 田 準 二	〃	24番	岩 永	正 司

4. 欠席委員 (2名)

委員	2番	村 田 幸 範	委員	20番	香 川	恵
----	----	---------	----	-----	-----	---

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：8名)

邑 美	有 本 知 勝	湖 東	小 松 和 幸
高 草	前 田 洋	河原町	藤 縄 敏 夫
湖 南	森 清 美	用瀬町	池 本 和 明
湖 東	佐々木 文 夫	青谷町	山 田 千也子

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 14号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 15号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 16号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 17号	転用事業計画変更申請について
議案第 18号	非農地証明について
議案第 19号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 20号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和5年度第3回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号2番の村田委員、議席番号20番の香川委員から欠席の報告がありました。23名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号3番 河毛委員、5番 下田委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号11番から14番までの4件あります。 整理番号11番は、湖山町西二丁目です。売買による所有権移転、 整理番号12番は、服部で贈与による所有権移転、 整理番号13番は、湖山町西一丁目、湖山町西四丁目です。売買による所有権移転、 整理番号14番は、国府町三代寺です。売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号11番を審議します。担当推進委員、小松委員の報告をお願いします。
小松委員	申請地は譲受人の自宅の隣接地です。譲渡人は八頭町の方が持っておられまして、その方が高齢になり、その畑に通うことができないということで、今回、譲受人が購入することになりました。 譲受人の奥さんが、今年、定年になられるということで、申請地と屋敷続きということもあり、水やりをしたりするのに都合がいいということで購入するということです。 また、管理機を購入ということになっております。 以上ですので、申請には問題がないと思います。
議長	引き続きまして、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員	今、小松委員が報告されたとおりであります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号11番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号12番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。

前田委員	<p>6月6日、農業委員の依藤さん、事務局、推進委員の宮本さんと現地を確認いたしました。譲渡人も同席していただいております。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子であります。譲渡人は76歳で、自分の所有農地を次の代に譲渡して、順次、耕作を引き継ぎたいということでもあります。</p> <p>譲受人は、近隣の農業の担い手になっておりまして、自作田以外に四町半ほど耕作しておられ、段々、高齢になってくるので、他の受け手に順次譲っていききたいとこのことでもあります。</p> <p>まだ、しばらくは近隣の農業の担い手として頑張るということでもありました。</p> <p>場所は服部になっておられますけど、住所の下味野と隣接しておりまして、たまたまですけど、譲受人の所有農地は服部地内にあります。</p> <p>農機具の保管場所も服部地内にありまして、通作距離としては全く問題ありません。</p> <p>というようなことで、現地も見ましたが、もちろん、きちっと耕作をしておられまして、自分の所だけは、自分の次の代に渡して耕作をさせたいようです。</p> <p>チェックリストに従って、何ら問題がないと判断しております。</p>
議長	引き続き、担当農業委員、依藤委員の報告をお願いします。
依藤委員	ただ今、前田推進委員の言ったとおりで何ら問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号12番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号13番を審議します。担当推進委員、小松委員の報告をお願いします。
小松委員	<p>6月4日、現地に行って、川上農業委員と二人で聞き取りをしました。譲受人は緑ヶ丘に住んでおり、大体、車で10分から15分の距離です。</p> <p>譲受人が農地を売りたいのを聞かれて購入することになったようです。</p> <p>譲受人は、借りている農地が一反ほどありまして、そこで野菜類を作っておられまして、愛菜館とかイオンとかに出荷しておられるようです。</p> <p>譲受人の農機具は、トラクターが18馬力ありますし、管理機も2台持っていますし、運搬車も持っておられます。</p> <p>ということで、農業には何ら問題ないと思います。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員	<p>小松推進委員の報告されたとおりでございます。譲受人は、借りておられる農地を耕作しておられまして、10年ぐらい前から野菜作りに一生懸命になっておられ、先ほど報告のありましたイオンやわったいな等に販売しておられます。</p> <p>行きました時にも、ご本人と奥さんと、それから娘さんの3人で玉ねぎの出荷の用意をされておられました。</p> <p>ですから、本格的に野菜を出荷しておられるのがよく分かりました。</p>
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号13番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号14番を審議します。推進委員はお休みですので、担当農業委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		6月5日、小林(徹)推進員、事務局と現地を確認いたしました。 現地は、現在、水田として既に譲受人が耕作されています。 譲渡人は、高齢で86歳と一人暮らしの高齢者になりますので、ずっと前から譲受人に耕作してもらっていますが、何とか土地を処分したいと、買ってこないだろうかということで、今回、売買になりました。 譲受人は認定農業者として、息子さんも認定農業者としてやっておられまして、既に30町歩耕作されておられます。 ですから、何ら問題なく今まで通り水田として耕作していくと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号14番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号2番の1件でございます。 整理番号2番、申請地は青谷町善田、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
議	長	整理番号2番を審議します。担当推進委員、山田(千)委員の報告をお願いします。
山田(千)委員		6月6日に石谷委員、事務局、申請人と私の4人で現地確認を行いました。申請人は高齢で、今の墓地が山の中にあり時間もかかることから、自宅に近いところに移転したいとのことです。県道沿いで墓地を見ないようにフェンスも設置しますが、周辺の農地には問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		報告のとおりで問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>整理番号6番から9番の4件でございます。</p> <p>整理番号6番は、4月に許可を受けましたが、譲受人から面積の変更があり、取消願いが提出され、改めて申請されたものです。申請地は国府町神垣、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。</p> <p>整理番号7番、申請地は河原町曳田、転用目的は進入路と駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。</p> <p>整理番号8番、申請地は用瀬町古用瀬、転用目的は店舗建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。</p> <p>整理番号9番、申請地は鹿野町今市、転用目的は住宅建築、農地区分は第3農地、許可根拠は原則許可です。</p>
議長	整理番号6番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員 山田(準)委員の報告をお願いします。
山田(準)委員	先ほど説明がありましたように再度申請されたものです。面積の変更だけでなく、分筆登記費用が高額のことがわかり、売買でなく賃貸借契約に変更して、申請したことを賃借人に確認しました。他は何も変わっていません。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号7番を審議します。担当推進委員 藤縄委員の報告をお願いします。
藤縄委員	6月4日に田渕委員、私、行政書士の3人で現地確認を行いました。元々家が建っており、駐車場にされていたようですが、現在は更地になっています。進入路と駐車場にするには何ら問題ないと思います。
議長	引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田渕委員	藤縄委員の報告のとおりです。家は宅地になっている場所に建てて、今回は畑だった場所を駐車場とするとのこと。申請人には、子どもさんがいらっしゃいますが、同じ小学校校区のため、そちらも問題ないと思います。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号8番を審議します。担当推進委員 池本委員の報告をお願いします。
池本委員	6月1日に福安委員、小林(照)委員、事務局、私、所有者の5人で現地確認を行いました。この場所は中国電力の発電所の放水路の近くで、近年耕作はしてない土地です。市道と千代川に挟まれ、上流側の土地も転用されており、ここだけですので、転用には問題ない土地と思います。

議	長	引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員		先ほど池本委員が言われた通りで、やむを得ないと判断いたしました。
議	長	質問、意見はありませんか。
依藤委員		農地法的には問題はありませんが、千代川のすぐそばで災害は大丈夫ですか。このエリアはどうなっていますか。
事務局		問題ないと思いますが、ハザードマップの確認はしておりませんので、確認しておきます。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号9番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員 砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		この案件は、以前に一つの土地を3分割して、それぞれを宅地にすることになっていました。チェックシートに照らしても問題ありませんし、許可された2件は家が建っており、残りの1区画であり問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号9番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第17号「転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号2番と3番の2件でございます。 整理番号2番、申請地は杉崎、転用目的は住宅建築、変更内容は二世帯住宅への変更に伴う建築面積の変更です。 整理番号3番、申請地は三津、転用目的は砂利採取、変更内容は期間延長です。
議	長	整理番号2番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		昨年11月に農家住宅を建築するというので、建築の準備をされていましたが、近くのアパートに住む子ども達と一緒に住むことになり、二世帯住宅へ変更されるということです。下田農業委員、事務局、私、申請人の4人で現地確認を行い、住宅横の水路を川底までコンクリートにするなど、周辺整備もされており、近隣に迷惑がかかることはございません。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。

下田委員	有本委員が詳しく説明され、周辺農業に影響はないということで妥当という判断いたしております。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号3番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員	砂利採取の期間延長として、申請されたものです。砂の出荷量が予定より少なかったため期間延長です。6月5日に川上委員と推進委員2名の計3名で現地確認を行いました。現状は、すり鉢状になっており、そこには水が溜まっていました。近くで作業する人もおり、やむを得ないと思います。
議長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員	佐々木委員の報告のとおりです。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第17号「転用事業計画変更申請について」を終了します。 引き続き議案第18号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号34番から36番までの全部で3件となります。市街化区域は35番、36番の2件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	整理番号34番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森委員	6月1日に農業委員と事務局、申請人と合計4名で現地確認をしました。申請地は耕地整理もされていない場所で、50年以上前から耕作していないとのこと。農地に入る道もなく、雑木がおおい茂っており、復旧は困難な農地で、チェックシートに照らし合わせても問題なしと判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号34番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号35番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事 務 局		整理番号35番、こちらは市街化区域になります。申請地は国府町新通り二丁目で、 現況といたしまして、昭和46年に木造平屋建て3棟建築、平成8年に木造2階建て1 棟建築し、貸家として賃貸し現在に至るといものです。人為的潰廢地で転用の事実行 為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号35番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号36番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事 務 局		整理番号36番、こちらは市街化区域になります。申請地は西品治で、現況といたし まして、本件土地は、昭和52年10月に共同住宅を建築し、宅地として利用している といものです。人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も 特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号36番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第18号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第19号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事 務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和5年6月23日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められ ています。 利用権を設定しようとするものが、新規 89件、更新 28件、計 117件、面 積は、田 359,739㎡で、畑 97,945㎡、その他が20,800㎡となっ ており、計 478,484㎡です 権利種別の内訳は、賃借権 96件、使用貸借による権利 21件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問 題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	議案第19号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第19号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異 議ございませんか。 (異議なし)

議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第20号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 59,197㎡、畑 10,690㎡、樹園地 5,000㎡ 総計74,887㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 31件、使用貸借による権利 17件の合計 48件となっております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。 議案第20号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第3回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p>
<p>閉会 午後2時45分</p>		